

ます。その理由は、極めて被害甚大、そして支援活動が広範囲、長期化、支援活動に要する費用も多額に上ると考えられることから、中央共同募金会では支援活動を行うボランティアグループへのサポート募金を開始したというようなことをごさいます、助成が受けられる活動例としては、緊急援助活動としての炊き出し、入浴サービス、安否確認、訪問活動、倒壊家屋の復旧支援というようなことをごさいますし、子育て中の親や高齢者対象のサロンであるとか、仮設住宅入居者の生活支援活動、こんなことが書かれておりました。

助成金が、1カ月程度で短期でございまして50万円、1カ月以上中・長期になりますと300万円以内の助成が受けられると。これは23年の3月11日から25年の3月31日までの東日本大震災のボランティア活動に係る費用ということになっております。受け付け期間がもう既に1次、2次が終わってしまして、現在第3次の助成受け付けになっておまして、23年の7月31日までというようなことになっているようございします。

第1次、2次については、中央募金会の方で直接受けておりましたが、第3次からは山形県の支部で受け付けると。そうなりますと、社会福祉協議会がそちらのもう窓口になってますので、そこからお受けできるというようなお話でございましたが、まだ社協の方にも詳しくは来ておらないようございしましたが、そういう制度がスタートしているということで、ご報告をさせていただきます。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 最後のところがちょっとわからなかったんですが、もう3次受け付けはスタートしてるが、社会福祉協議会の方ではまだわかってないというような話でしたね。ちょっとどういう意味ですか。

○佐々木謙二委員長 小泉良一福祉生活あんしん

課長。

○小泉良一福祉生活あんしん課長 これも社協の方にきのう問い合わせをしまして、こういう制度が入っているけれども、社協さんでは赤い羽根の共同募金やってるものですから、十分熟知しているものだと思っておりましたところ、県に問い合わせをしないとわからないということから、そのようなことの回答があったもので、ご報告をいたします。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 これからは仮設住宅で孤立する方の問題ですとかがささやかれております。生活支援なんかもそうですよね。いろんな支援があるかと思えます。市民の方々が本当に自分たちの私財をというんでしょうか、自分たちのお金や寄附やいろんなことで支援活動を行っていることに対して、ぜひ市の方でも積極的に情報提供やサポートなどをお願いしたいと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○佐々木謙二委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第56号 平成23年度長井市 一般会計補正予算第3号についての 質疑

○佐々木謙二委員長 まず、議案第56号 平成23年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 質疑もないので、質疑を終

結いたします。

**議案第57号 平成23年度長井市
公共下水道事業特別会計補正予算第
1号についての質疑**

○佐々木謙二委員長 次に、議案第57号 平成23年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

**議案第58号 平成23年度長井市
水道事業会計補正予算第1号につい
ての質疑**

○佐々木謙二委員長 次に、議案第58号 平成23年度長井市水道事業会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

○8番 大道寺 信委員 委員長、進行。

○佐々木謙二委員長 8番、大道寺 信委員。

○8番 大道寺 信委員 議案第56号 平成23年度長井市一般会計補正予算第3号に対する修正案を提出したいため、暫時休憩をお願いいたします。

○佐々木謙二委員長 ただいま休憩の動議が提出されました。

ここで暫時休憩いたします。再開はブザーを

もってお知らせいたします。

午後 4時20分 休憩

午後 4時31分 再開

○佐々木謙二委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

**議案第56号 平成23年度長井市
一般会計補正予算第3号に対する修
正案について**

○佐々木謙二委員長 休憩中に大道寺 信委員外5名から、議案第56号 平成23年度長井市一般会計補正予算第3号に対する修正案が提出されました。

これからの委員会運営について、議会運営委員会で協議されましたので、その結果を報告願います。

渋谷佐輔議会運営委員長。

○渋谷佐輔議会運営委員長 ただいま休憩中に議会運営委員会を開催し、これからの委員会運営について協議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

この後、提出されました修正案について、提案者から説明を受け、修正案に対する質疑を行います。質疑終了後、修正案に対する討論を行います。討論終了後に表決を行うこととしますが、表決については、まず修正案の表決を行い、修正案が可決された場合には、このたびの修正内容は一部修正でございますので、修正部分を除く原案について表決を行います。修正案が否決された場合には、原案について表決を行います。また、公共下水道事業特別会計補正予算案

+

並びに水道事業会計補正予算案については、これまでどおり討論を省略して表決を行います。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○佐々木謙二委員長 それでは、修正案の説明を求めます。

8番、大道寺 信委員。

○8番 大道寺 信委員 議案第56号 平成23年度長井市一般会計補正予算第3号に対する修正案についてご説明いたします。

まず、提案理由について申し上げます。議案第56号には、地方自治法第244条第1項の規定により設置された本市の公の施設である長井市パークゴルフ場の施設設備整備を行うための資金を、当該施設の指定管理者に予定されているのがわクラブに対して貸し付けるための貸付金400万円が10款教育費、5項保健体育費に計上されています。しかし、本来公の施設の管理を行う指定管理者が管理のみならず施設設備の整備まで行うことができるのでしょうか。

地方自治法第244条第1項には、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設を設けるものとする規定されていることから、公の施設の設置主体が地方公共団体でなければならないことは疑う余地もないところであります。つまり、住民の福祉の増進を目的に設置される公の施設は、市が責任を持って整備しなければならないということになります。

また、同法第244条の2第3項以下には、公の施設の設置の設置目的を効率的に達成するために必要があるときには、指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨とその手続について規定していますが、ここでいってる管理とは、当該公の施設の本来的機能を保全し、住民が良好な利用を図るために行うものということであって、自己資金であろうと借入金であろうと、施設や設備の整備まで指定管理者が行

うということにはならないものであります。

さらに、同法第244条の2第3項の規定に基づき、長井市体育施設条例第7条以降に、本市の公の施設の一部である体育施設を指定管理者に管理させる場合に必要な事項が規定されています。その第7条第2項に、指定管理者の行う業務が具体的に列挙されていますが、この規定を見る限り、長井市パークゴルフ場の施設設備の整備を指定管理者が行うことは不可能であると解さざるを得ません。

そもそも公の施設の管理は直営で行うことが原則であります。その施設の設置目的を効率的に達成する必要がある場合に、その施設の管理が効率的に法人、その他の団体に行わせることに例外的に創設された指定管理者制度の経緯からいっても、この条例に施設や設備の整備について規定がないことは当然のことです。

したがって、本市の公の施設として設置された長井市パークゴルフ場の必要な施設や設備であるならば、地方自治法第244条第1項の規定により、整備方法は請負であれ委託であれ、設置主体である長井市が設置の目的を達成するために整備しなければならないものであります。

あわせて、そのために必要であるならば、指定管理者制度を適用する体育施設のすべてについて、利用料金制度を導入するのではなく、使用料として市が収納することも検討し、所要の条例改正を行うことなどもすべきではないかと考えられます。

以上により、この400万円の貸し付けについては、貸し付け目的自体が不適切であると言わざるを得ず、減額修正をするために提案するものであります。

次に、修正案の概要についてご説明いたしますので、1ページをごらんください。

議案第56号 平成23年度長井市一般会計補正予算第3号の第1条第1項中、2億4,027万3,000円を2億3,627万3,000円、116億9,838万

7,000円を116億9,438万7,000円に修正し、第1表の一部を1ページ及び2ページに記載のとおり修正するものであります。以下、歳入歳出事項別明細書によりご説明いたしますので、4ページをごらんください。

まず歳入についてですが、18款繰越金、1項繰越金の原案補正額4,325万7,000円を3,955万7,000円に修正し、19款諸収入、3項貸付金元利収入の原案補正額30万円を全額削除するものです。これは歳出に計上されている貸付金の財源となっている一般財源及び特定財源について、それぞれの計上額を減額するものであります。

次に歳出についてですが、10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費の原案補正額400万円を全額削除するものです。これは提案理由で申し上げたとおり、貸し付けの目的自体が不適切であると判断したことから減額するものであります。

以上でございますが、よろしくご審査の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○佐々木謙二委員長 説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

修正案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二委員長 起立全員であります。よって、修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決するに

賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二委員長 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成23年度長井市各会計補正予算案の表決

○佐々木謙二委員長 次に、平成23年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号及び平成23年度長井市水道事業会計補正予算第1号に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決を行います。

まず、議案第57号平成23年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号平成23年度長井市水道事業会計補正予算第1号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

閉 会

+

○佐々木謙二委員長 以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

最後に、お諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、会規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る29日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いいたします。

予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

+

午後 4時43分 閉会

+

会議録署名

委員長 佐々木 謙 二